

歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ゴム製研磨材 JMDN コード：70903000

クラフトマスターシリコンポイント ご使用前に必ずお読みください。

【形状、構造及び原理等】

①形状 (単位：mm)

タイプ	全長	作業部		軸 部
		最大径	長さ	長さ
10	41.0	11.8	—	38.0
11	41.0	11.8	3.0	38.0
13	50.0	5.2	16.0	34.0
13S	50.0	4.3	16.0	34.0
28	43.5	3.5	9.5	34.0
CA28	28.0	3.5	9.5	18.5

②構造

作業部：WA砥粒（又はGC砥粒）、シリコン
合成ゴム、レジン等

軸部：ステンレス鋼

③包装

- 1) 10・11・13・13S・28・CA28 12本入／袋
2) 13・13S・28 120本入／袋

【使用目的又は効果】

合成ゴムを結合材として作られた研磨材で、歯科材料の軟質・硬質レジン、パラジウム合金、コバルトクロム合金等の研削、研磨に用いる。

ブラウン（中仕上げ）、ブルー（細仕上げ）

グレー（細仕上げ GC 砥粒）

【使用方法等】

〔使用方法〕

歯科用駆動装置又は歯科用技工回転機器に装着し、MAX30,000回転以下で使用し、ソフトタッチで断続的に被研削物に接触させ研削、研磨する。

〔使用方法に関連する使用上の注意〕

- ① ハンドピースメーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- ② 作業に入る前に必ず安全な方向に向けて空回転させ芯振れ、その他の危険を取り除くこと。

【使用上の注意】

- ① 指定（製品の被包又は説明書に記載）の回転数を超えて使用しないこと。
- ② 損傷、変形（錆、表面キズ、曲がり、汚染）等のあるものは、使用しないこと。
- ③ 無理な力を加える事は絶対にしないこと。弾性があるため曲がりやすく、振れて破損の原因となる。
- ④ 片減りなど生じた時は速やかに修正し、常に芯振れの無い状態で使用すること。
- ⑤ 研磨時の火花が研磨屑の粉塵に着火し、燃えることが有るので粉塵がダクト等に溜まらないよう、又火花が粉塵の中に入らない様にするこ
- ⑥ 目の損傷を防ぐために、保護メガネなどを使用すること。
- ⑦ 本材は【使用目的又は効果】の項に記載された用途以外には使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

- ① 直射日光、高温は避けて保管すること。
- ② 水分、腐食性薬剤及び蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。

* 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 株式会社ダイテックジャパン
住所 静岡県沼津市大平 667-7
電話 055-935-1200
FAX 055-935-1201